

大津地域運営協議会会則

(名称)

第1条 本会は、大津地域運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所を、横須賀市役所大津行政センター内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、大津地域で暮らすすべての人々が互いに助け合いながら、地域の特性や実情にあった魅力あるまちづくりを実現するため、地域内の団体等のネットワーク化を図り、市と協働して地域自治を推進することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地域内の各団体間における情報の共有化や相互連携を図ること
- (2) 地域のまちづくりに関わる企画・立案及び実施に関すること
- (3) 地域に関わる市の政策等への参画、提案に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成に必要なと認められる事項に関すること

(組織)

第5条 協議会は、次の団体等から推薦された者を委員として委員会を構成する。

- (1) 大津地区連合町内会
- (2) 大津地区社会福祉協議会
- (3) 大津観光協会
- (4) 大津地区民生委員児童委員協議会
- (5) 大津行政センター管内商店会
- (6) 横須賀市PTA協議会5部会（大津行政センター管内）
- (7) 北久里浜まちづくり協議会
- (8) 大津馬堀走水海岸地域連絡協議会
- (9) その他委員会が必要と認めた団体等

(委員)

第6条 協議会の委員は、委員会で承認する。ただし、委員の定数は20人以内とする。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし再任を防げない。
- 3 委員が任期の途中で交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 国・県・市の議員は、政策・予算等に関わる立場にあるため、委員になることはできない。
- 5 委員の退会は、委員会の承認を得るものとする。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名

- 2 役員は、本会則第6条に定める委員の中から互選する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには、その職務を代理する。
- 3 書記は、協議会の庶務事務を担当する。
- 4 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- 5 監事は、協議会の会計監査の事務を担当する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を防げない。

- 2 役員が任期の途中で交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 協議会の会議は、委員会及び役員会とする。

- 2 会議は、会長が招集し、会長または副会長が議長を務める。
- 3 会議は、委任状を含め構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は、出席者の過半数をもって可決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 4 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会長が委員会または役員会に諮って会議を非公開とすることがで

きる。

- (1) 会議の内容が個人情報等、非公開情報に係わるものである場合
 - (2) 会議を公開することにより、協議会の運営に著しい支障が生じる恐れがあると認められる場合
- 5 協議会は、関連する団体、専門家又は学識経験者などのほか、会議に必要な者の参画を求めることができる。

(役員会)

第11条 役員会は、第7条で定める役員をもって構成する。

- 2 役員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 委員会に提出する議案
 - (2) 委員会の議決により委任された事項
 - (3) 協議会の運営に関する事項
 - (4) その他協議会に必要な事項

(委員会)

第12条 第5条で定める委員会は、協議会の意思決定機関とする。

- 2 委員会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 協議会の事業計画及び予算に関すること
 - (2) 協議会の事業報告及び決算を承認すること
 - (3) 協議会の役員を承認すること
 - (4) 会則の制定及び改廃に関すること
 - (5) 上記以外の役員会からの提案事項
 - (6) その他協議会に関する基本的事項及び重要事項

(部会等)

第13条 協議会には、必要に応じて部会または分科会を置くことができる。

- 2 部会または分科会の長は、委員の中から選出する。
- 3 部会または分科会を設置した場合の運営等に必要事項は、別に委員会で定める。

(議事録の作成)

第14条 協議会は委員会を開催したときは、日時、場所、出席者、審議事項と結果及び報告事項等を記載した議事録を作成するものとする。

(会計)

第15条 協議会の経費は、横須賀市からの交付金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(会計及び資産帳簿の整備)

第17条 協議会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備するものとする。

2 会長は、会計年度終了後すみやかに、委員会に事業報告及び会計報告を行わなくてはならない。

(監査及び報告)

第18条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、委員会に報告する。

(その他)

第19条 本会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な規則等に関しては、委員会で定める。

附 則

- 1 この会則は、平成25年2月12日から施行する。
- 2 協議会設立当初の委員及び役員の任期は、第6条第2項及び第9条第1項の規定にかかわらず、協議会設立の日からはじまり、平成26年3月31日に終了するものとする。
- 3 協議会設立当初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、協議会設立の日からはじまり、平成25年3月31日に終了するものとする。

附 則 (平成25年10月 一部改正)

この会則は、平成25年10月16日から施行する。